

地域別アクションプログラム

高島地域ワーキング設置要領

（設置）

第１ 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、高島土木事務所管内における地域課題や、その課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「地域別アクションプログラム 高島地域ワーキング」（以下「地域ワーキング」という。）を設置する。

２ 地域ワーキングにおいては「調停」「審査」「諮問」「調査」は行わない。

（構成）

第２ 地域ワーキングは有識者、道路利用者、地域住民、行政等、別表に掲げる者で構成する。

２ 委員の任期は、令和５年３月３１日までとする。

（座長）

第３ 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。

（会議）

第４ 地域ワーキングは、高島土木事務所長が必要と認めたときに招集する。

（会議の公開）

第５ 地域ワーキングは、原則として公開とする。

（事務局）

第６ 地域ワーキングの事務局は、高島土木事務所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

（その他）

第７ この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、高島土木事務所長が別に定める。

付則 この要領は、令和４年７月２０日から施行する。

別表

饗庭 正昭	(公募委員)
今村 忠彦	NPO 法人 SMSA 持続可能管理協会びわこ 理事長
小崎 富美子	高島交通安全協会 副会長
福田 久司	高島市商工会 会長
藤田 幸典	高島警察署 交通課 課長
前川 為夫	びわ湖高島観光協会 会長
松本 美和子	介護保険認定審査委員 委員 介護保険事業計画等策定委員会 委員
柳生 徹	高島市 都市建設部 部長

(五十音順)